

第 1 1 次

小浜市交通安全計画

目 次

計画の策定にあたって

第1章 道路交通の安全

1	福井県の道路交通事故の現状	1
2	小浜市の道路交通事故の現状	2
3	小浜市の交通事故（高齢化率推移）の見通し	10
4	交通安全計画における目標	11

第2章 道路交通の安全についての対策

1	今後の対策を考える視点	12
2	実施する施策	12
	（1）交通安全思想の普及徹底	
	（2）高齢運転者対策の充実	
	（3）道路交通環境の整備	

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本格的な人口減少・超高齢社会を迎える一方、北陸新幹線敦賀開業を控え、交通体系が整備されていくことで交流人口の拡大が見込まれるなど、今後、小浜市を取り巻く環境は大きく変化していくことが予測されている。こうした中において、市民が安全で安心して暮らせる社会の実現を図るためには、交通安全の確保が重要な要素となる。

小浜市では、交通安全対策基本法に基づき、昭和46年以降、10次・50年にわたり「小浜市交通安全計画」を策定し、関係行政機関、関係民間団体等が一体となって交通安全対策を強力に推進してきた結果、平成30年9月から3年間、交通死亡事故0を達成するなど、一定の成果を挙げている。

しかしながら、福井県全体を見渡すと、令和2年には交通事故による死亡者数が前年より増加するなど、依然として交通情勢は厳しく、更なる対策の推進が必要となっている。

そこで、「みんなが安全・安心に暮らせるまちの実現」を目指すため本計画を策定する。

2 計画の性格

この計画は、県の第11次交通安全計画に基づき、小浜市交通安全対策協議会が策定するもので、小浜市および小浜市を管轄する行政機関等が講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものである。

3 計画の期間

計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。